

入札監理小委員会 第764回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 6 4 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 8 年 5 月 29 日（金）15：19～16：37

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 事業評価(案)の審議

○現場技術業務(農林水産省)

3. 報告(市場化テスト再開時期の延期)

○警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務(警察庁)

4. 報告(変更契約)

○港湾情報処理システム等の機能提供業務(国土交通省)

5. 閉会

<出席者>

小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、

浅羽専門委員、井熊専門委員、柏木専門委員、加藤専門委員、工藤専門委員、

山本専門委員

(農林水産省現場技術業務)

農林水産省農村振興局整備部設計課

三成課長補佐

西牟田係長

国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課

佐藤課長補佐

小泉係長

(警察庁警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務)

警察庁長官官房技術企画課

関参事官

稲室課長補佐

大澤課長補佐

(国土交通省港湾情報処理システム等の機能提供業務)

国土交通省国土技術政策総合研究所

港湾情報化支援センター

飯田センター長

情報システム課

平松課長

横井専門官

高井係員

国土交通省港湾局参事官（技術監理・情報化）室

菅専門官

原田係員

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○事務局 それでは、ただいまから第764回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、発注者支援業務の発注者支援業務の実施状況について、国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課、佐藤課長補佐から御説明をお願いいたします。

なお、御説明は5分程度でお願いします。

○佐藤課長補佐 北海道開発局農業設計課の佐藤と申します。本日はよろしくをお願いいたします。私のほうから、発注者支援業務の実施状況について説明します。

まず、業務の概要を資料A-2で説明いたします。資料A-2、左下に発注者支援業務（監督支援業務）と書いております。こちらに書いている項目を我々のほうで実施しております。①から⑥の項目が業務内容になっております。

続いて、発注者支援業務の実施状況を資料1-2で説明します。概要は1（1）のとおりでございます。単年度業務、それから複数年契約の業務を実施しているところでございます。

評価対象件数は（2）のとおりでありまして、令和8年度の21件まで、計134件を対象にしております。

それから、受託事業者数については（3）のとおりでして、令和8年度は8社になっております。

次のページに行って（4）、確保すべき公共サービスの質につきましては、民間競争入札の実施要項で定めておりまして、資料7ページのほうに別紙1として添付しております。

それから2番、実施内容に対する評価についてですが、公共サービスの質につきましては、事業実施前後で業務評定点のほうがおおむね同程度になっておりまして、発注者が求めている業務品質は確保されていると考えております。それから、事業者からの改善提案も、業務品質の確保につながったと考えているところでございます。

3の実施経費につきましては、1者応札の割合と平均落札率の推移から評価しております。

（1）の1者応札の割合につきましては、令和4年度までは全て1者応札でしたが、5年度以降は複数応札の業務が増えておりまして、これまでの条件緩和の効果が出てきたと考えております。

3ページに行きまして、（2）の平均落札率につきましては令和2年度と同程度になっておりますけれども、今般はテレワークの導入等によりまして、実施経費が削減されていると考えております。

4 番、令和 7 年度の監理委員会における指摘事項につきましては、記載のとおりとなっております。

5 番の指摘事項を踏まえた検討状況ですけれども、（１）、地域別の 1 者応札の割合の推移につきましては 4 ページに整理しております。札幌では競争性が改善傾向にございます。それから、札幌以外の地域につきましては業務の件数が限られておりまして、現時点で評価することは困難なところがあるのですけれども、ほかの地域で技術者が多く所属しているコンサルが複数存在する帯広とか網走では、3 年続けて複数応札となっております。このため、技術者不足が根本的な課題であることは否めませんが、これまでの対策によりまして、都市部を中心に競争性が改善されてきていると推察します。

（２）番のデジタル化についてですけれども、情報共有システムの活用などに取り組んできたところでございまして、今後は A I 技術の活用の検討など、さらなるデジタル化による業務改善の効率化を検討したいと思っております。

（３）番、競争性確保に向けた目標値につきましては、1 者応札の割合が今年度 4 8 % まで改善しておりますが、釧路で 1 0 0 % を継続するなど、安定した改善結果を出すことが難しい面がございます。これらを踏まえまして、目標値につきましては、事業全体で 1 者応札が 5 0 % を切り、なおかつ 1 0 0 % 応札が続いている稚内、釧路においても何らかの改善が見られるということにしたいと考えております。

最後にまとめですけれども、確保されるべきサービスの質は確保されており、3 年度からの様々な取組によりまして複数者応札が増加するなど、徐々に効果が発現している状況ですが、課題も見受けられます。このため、次期事業ではデジタル化の拡張の検討ですとか、総合評価の簡素化などを検討した上で、引き続き状況を把握しながら競争性の改善を図り、民間競争入札を実施したいと考えております。

説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

発注者支援業務の評価案について、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

それでは、国土交通省の発注者支援業務につきまして、評価案のほうを説明させていただきます。資料 A-1-2 を御覧ください。

まず、評価の 1、概要でございます。結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適当であります。競争性の確保において課題が認められ、総合的に勘案した結果、

改善が必要であると考えております。

次に２、検討の（２）でございます。確保されるべき質の達成状況についてですが、平均業務成績評価点が実施要項において実績と認められる６０点以上であることから、適切に履行されていると評価しております。

（３）、実施経費でございます。本業務は、現場技術業務と同様の理由で１者応札の割合が薄い競争性の観点、平均落札率の推移により、経費削減の観点について評価を行っております。

まず、１者応札の割合につきましては、令和３年度、令和４年度は単年度契約が全て１者応札であったところ、令和５年度以降は減少を示しております。平均落札率につきましては、民間競争入札実施前と比べ、同程度で推移しております。

次に（６）、令和７年度の監理委員会での指摘事項に対する検討につきまして、御説明いたします。まず、地域別１者応札の割合の推移でございますが、札幌では競争性が改善傾向にあることが確認されているのに対し、札幌以外の地域では発注件数が少なく、現時点で競争性を十分に評価することは困難ですが、農業農村工学分野の技術者が多く所属するコンサルタント企業が複数存在する帯広や網走においては、３年連続で複数応札の業務が見られました。

以上により、建設コンサルタント業務における人材不足が根本的な課題であることは否めませんが、技術者が集中する都市部を中心に競争性の改善が見られるものと推察しております。

次に競争性確保に向けた目標値でございますが、本事業の１者応札の推移は、（３）①のとおりであり、市場化テスト前の令和２年度の１者応札率は１００％です。令和５年度以降、徐々にではございますが改善を示しており、令和８年度は約４８％まで改善しております。他方で、地域別に見ると、釧路地区では１００％の１者応札が継続するなど、安定した改善結果を出すことが難しいものがございます。

次に、競争性確保に向けた目標値の設定についてですが、本事業全体で１者応札率が５０％を切り、かつ、これまで１００％の１者応札率で推移してきた函館、釧路地区において何らかの改善傾向が見られることとしております。

最後に評価のまとめ、今後の方針としましては、競争性の確保において課題が認められたことに加え、本事業において国土交通省から、品質を確保しつつ競争性の改善に向けた取組が必要であるとの意向が示されたことから、次期においても民間競争入札を実施する

ことが望ましいと考えております。

以上でございます。

(農林水産省農村振興局 入室)

○事務局 それでは、続きまして、現場技術業務の実施状況について、農林水産省農村振興局整備部設計課、三成課長補佐から御説明をお願いいたしたいと思います。

なお、御説明は5分程度でお願いします。

○三成課長補佐 ただいま紹介いただきました、農林水産省農村振興局整備部設計課の三成と申します。よろしくお願いいたします。

私から、現場技術業務の実施状況について説明いたします。

まず、A-2のパワーポイントのほうで概要を説明させていただきます。こちらは現場技術業務ですが、農林水産省並びに沖縄総合事務局の国営土地改良事業の事業執行において、事業の促進または公共工事の品質確保を目的とし、工事の設計や監督、また関係機関との協議といったことを行うために、事業実施に関する作業を行うものとなっております。

資料の中央のところに、事業所が行う業務というふうな形のものを書いておりますけれども、こちらが農林水産省の国営土地改良事業所で行う業務内容となっております。国の職員自らが行う事業の進捗管理、予算管理、契約手続など以外の業務については、民間事業者と連携して行う業務といたしまして、現場技術業務として実施しているところになります。

このうち、茶色で示しております「監督支援型」とありますが、工事等の積算資料の作成、工事の施工管理、または各種協議資料の作成、事業実施に関する資料の作成といったものを監督、いわゆる国の職員を補助するものとなっております。それから、ピンク色が「事業促進型」というものになりますけれども、先ほどの監督支援型の業務に加えまして、調査・測量・設計業務に対する調整、工事に対する調整、地元への説明、関係機関との協議・調整といったことを行っていくものになります。こういったものを発注者、国の職員と民間事業者が連携して行うものになっておりますが、業務に関しての最終判断に関しては、発注者、国の職員の権限で行うものとなっております。

資料の右側に、代表的な写真、工事の立会状況や検査、関係機関との協議資料作成状況といったものをお示ししておりますけれども、こういったものが実際の作業のイメージとなります。

続きまして、資料の本編になりますけれども、資料 1－1、A 4 縦のほうになります。こちらで説明いたします。

(1)、事業の概要というところで、現場技術業務についての競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定に基づきまして、令和 3 年度から複数年の契約期間で、下段の(2)、対象業務のとおり、民間競争入札を実施しているところでございます。今回、市場化テストの対象業務としましては、令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月、今年の 3 月までの複数年契約で実施している現場技術業務が対象となります。記載のとおりになりますが、令和 3 年度 35 件から、令和 7 年度 18 件、補足で令和 8 年度分も書いてありますけれども、令和 3 年から 7 年度までですと合計で 100 件となります。そちらの詳細に関しては、後ろに別紙 1 を A 3 横でつけておりまして、こちらが以降、詳細になっておりますので、また御覧いただけたらと思います。

同じく、別紙 2 を後ろのほうにつけていますけれども、こちらが確保される公共サービスの質について、民間競争入札実施要項のほうに記しておりまして、その抜粋をつけさせていただいております。

資料 1－1 に戻りまして、1 ページ目、2 の(1)になります。先ほどの公共サービスの質の達成状況について御説明いたします。令和 2 年度、こちらはまだ市場化テスト対象前の状況になりますけれども、令和 2 年度に実施した現場技術業務の平均の成績、業務の評価点と令和 6 年度までに完了した成績を比較いたしますと、資料の 2 ページ目になりますが、令和 2 年度で 78.1 点に対しまして、以降、令和 6 年度になりますと 79 点となりますけれども、ほぼ同等の業務成績となっております。このため、質としては、業務目的がおおむね確保されていることを確認しているところでございます。また、現在実施中の対象事業についても特段の問題は報告されていないところでございまして、適切に業務自体が実施されていると考えているところでございます。

2 ページ目、中ほどの 3、実施経費についての評価の部分になります。本業務は、業務内容、業務量、実施期間、これらがどうしても異なるところもございまして、実施経費を比較することはなかなか困難と考えておりまして、この業務自体の、1 者応札や落札率の推移をもって評価しているところでございます。

平均落札率につきましては、2 ページ目から 3 ページ目にまたがるところになりますけれども、令和 3 年度から 7 年度までは、実施前の令和 2 年度と比較すると減少傾向になっておりましたが、令和 8 年度につきましては 75%と増加したところでございます。

(2) の平均落札率につきましては、3 ページ目の表に示しておりますけれども、実施前、令和2年度と比較すると、令和4年度以降は減少しているということで、その落札率については競争が働いていると考えております。

次に、3 ページ目の中ほど、4 の部分になりますけれども、令和7年度の監理委員会における指摘事項について記載させていただいております。3つの御指摘をいただきまして、その検討結果について、3 ページ目下段の5、指摘事項を踏まえた検討についてのところ記載しておりまして、こちらを説明させていただきます。

まず、1 点目の御指摘にあります仕様書で可能とされるデジタル技術、テレワークが現場で実際に活用しやすいかを含め、実態に即した分析の深化が必要であるという御指摘をいただきました。技術者が不足している地域でも、新規事業者等が参入しやすくなるよう、デジタル技術の活用について、情報共有システムの利用、ウェブ会議の導入を実施してきたところでございます。

また、設計及び関係機関等の調整に関する資料作成につきましては、業務の発注担当部署、いわゆる農林水産省の職員と民間事業者とか協議の上、テレワークにより業務を実施するということもできるように、昨年度の実施要項を改正したところでございます。

今後になりますけれども、さらに最近のAI技術の活用を検討するとかいったことを行いながら、さらなるデジタル化による業務の効率化を検討していき、業務負担の軽減など、デジタル化拡張の検討を進めることとしておるところでございます。

続きまして、2 点目になりますけれども、全ての事業が複数応札になることは現実的ではないということもございまして、どの程度を目指す水準にするのかという考え方を確認したいところございまして、1 者応札率につきましては減少であったのですが、今年度、令和8年度に増加に転じているということでございました。こちらを地域別で見えていくと、令和2年度の導入前、割合が低くなっている地域がある一方で、近畿地方や、中国・四国地方では減少傾向ではありますが、引き続き他地域よりも割合的には高い傾向。さらに、これまで1 者応札の割合が低かった九州の割合、こちらは令和8年度に高くなっているという結果が出ております。

これら全国を対象としている本事業において、安定した1 者応札の結果を出すことは難しいと考えておりますけれども、目標値の設定としましては、まず全国、全体で1 者応札率が30%を切ること、それから、近畿・中国地方の1 者応札率が高い推移を見せているところもございまして、近畿、中国・四国のこれらで1 者応札率が50%を切るといった

ことを目標としたいと考えているところでございます。

最後に、3点目の御指摘の新たな事業者が入札参加するために、技術提案書における手間と費用がかかり、参入の障壁となっているところに関しまして、技術力とのバランスが必要ですが、地域性を考慮した技術提案書の方式や配点の検討が必要であるという御指摘をいただきました。技術提案書の方式や背景について、一部の地域のみを緩和するという検討も行ったところでございますが、やはり全国統一した基準で現場技術業務を実施し、評価基準のほうも定めているところもありまして、技術提案書の作成に当たっての提出書類の簡素化といったこともやってきてはございますけれども、やはり必要最小限の提出資料で現在対応しているところもございまして、これ以上の簡素化はなかなかできないと考えているところでございます。

長々と説明いたしました、5ページ目のまとめの部分に入らせていただこうと思います。民間競争入札、令和3年度から現場技術業務を実施しているところでございますが、平均業務の成績に関しては、実施前の令和2年度とおおむね同等ということから、業務の質自体は十分に確保されていると考えております。

また、競争性の確保に関しても、入札参加要件の緩和や、複数年の契約ということで発注単位の見直しを行ってきたところもございまして、民間企業としましては参入しやすい環境になったというふうに考えておるところでございます。8年度、1者応札に関しましては割合が高くなったところもございすけれども、令和2年度と比較すると、3年度から7年度は減少、改善しているところも見られており、こういった1者応札に関しまして、実際そういった入札手続関係を行った後に、アンケート結果等も行ってきたところでございます。そういったアンケート結果を見ますと、民間でも技術者不足がうたわれているところではございますけれども、そういった民間企業でも若手技術者が入ってきているところもあり、若手技術者が育成中というところもあり、近い将来はそういった入札にも参加していきたいというふうな意見もいただいております。

また、平均落札率につきましても改善も見られており、経費削減効果も見られているというふうに考えており、また、こちらアンケート等を取ると、複数年契約を行うことによって、受注者側も経費削減が図られたというふうな意見もいただいたところでございます。

これまでの状況等を踏まえますと、今後の方針としましては、令和3年度から実施しているものにつきまして、1者応札の割合の推移、落札率の推移、業務成績の評価は改善傾向

向にはあるものの、良好な実施結果を得られたと評価できるまでには至っていないと考えております。また、業務内容の明確化や、受発注者間の情報共有のためのシステムの活用や、ウェブ会議といったものを実施しているところをごさいますて、その効果もこれから発現することが期待できると考えております。そのため、次期事業におきましては、さらなるデジタル化の検討や、複数年契約における賃金の変動に基づく事業費の変更といったことも行った上で、引き続き改善を図っていくこととしておるところでございます。

長くなりましたけれども、現場技術業務の実施状況の説明につきましては以上となります。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、現場技術業務の評価案について、総務省より御説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

それでは、評価案につきまして、資料A-1-1に基づき御説明いたします。事業の概要につきましては先ほど農水省から説明がございましたので、割愛させていただきます。

まず2ページ目、評価概要でございます。市場化テストを継続することが適当と考えております。競争性の確保に課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えております。

2、検討の（2）でございます。確保されるべき質の達成状況は、民間競争入札実施前の平均業務成績評価点と比較し同等であり、実施要項において実績と認められる60点を超えていることから、確保されるべき対象公共サービスの質は十分に確保されていると評価できます。

続きまして、（3）、事業経費でございます。本業務は、それぞれの業務実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、民間競争入札実施前と対象評価業務の経費を直接比較することが困難であることから、1者応札の割合の推移、競争性の観点、平均落札率の推移により、経費削減の観点について評価を行っております。

まず、1者応札の割合でございますが、民間競争入札実施前の令和2年度と比べ減少傾向は見えたものの、各年度で増減が見られます。直近の令和8年度では、残念ながら、改善が見られていなかったところでございます。

続きまして、平均落札率についてでございます。令和3年度が市場化テスト導入前より上回っているものの、令和4年度以降は下回る結果で推移しております。

4ページ目でございます。（6）、令和7年度監理委員会での指摘事項を踏まえた検討

についてでございます。こちらにつきましては、競争性確保に向けた目標値につきまして、説明させていただきます。目標値の設定でございますが、本事業全体で1者応札率30%を切り、かつ、これまで近畿及び中国・四国地方で1社応札率が高く推移していたことから、これらの地域で1者応札率50%を切ることを目標値としたいと考えております。

最後に評価のまとめ、今後の方針としましては、以上のとおり競争性の確保について一部課題が認められたことに加え、本事業において、農林水産省及び内閣府から、品質を確保しつつ競争性の改善に向けた取組が必要であるという意向が示されたことから、次期においても民間競争入札を実施することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

こういう事業で競争性を確保していくのは難しいと思うのですが、どういうことをやれば改善するのかという、インプットとアウトプットの関係というのをまずきちんと押さえていくべきかと思います。これにおいては、国交省さんの事業は経年的に減っているの、ある程度見えているのかと思います。

農水省さんの事業は変動が大きいので、その変動の要因が何なのかということをちゃんと把握した上で、インプット、アウトプットの相関性を把握していくべきかと。あと、全国の平均値を取るということは一定の意味があるのですがけれども、やはり地域の事情が違うので、地域ごとできちんと効果を測定していくべきだなと。事業者がいないところで幾ら競争性を改善しても、競争率が上がらないと、構造的な問題があるわけですから、それは競争性の改善とは別の方法で対処していく。ちゃんと事業者の数がいるところは、事業競争環境を整備して競争率を上げていく。そういうメリハリのある対応を図って、今後一層の改善を図ってほしいと思います。

以上です。評価結果に対しては異存ございません。

○事務局 ほかの先生方、いかがでしょうか。

浅羽委員、よろしくお願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明どうもありがとうございました。浅羽でございます。

監督支援業務について、国土交通省北海道開発局の方に教えていただきたい点がございます。それは説明会についてです。説明会につきましてはコロナ禍で中止になり、コロナ禍後もまだその中止が続いていると伺っております。ホームページに説明資料等はアップしていただいているのですけれども、まず1つは、コロナ禍後も説明会を中止にした理由について教えていただきたいということ、もう1点は、今後どうするのかということについて教えていただきたいと。以上2点を御教示いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長補佐 北海道開発局の佐藤です。

説明会ですけれども、北海道開発局におきましては、農業部門だけではなくて道路・河川など、いわゆる国交省系のものもございます。そこと足並みをそろえる形で過年度、説明会のほうを実施しておりました。コロナ禍において説明会を中止しておまして、それ以降も開催していないのですが、要するに農業部門単独ではなくて、そちらのほうと足並みをそろえながら、ほかの課の主催でやっており、こちらで単独でという動きではないものなので、なかなか開発局独自の説明会は再開できていない、あるいは、今後の見通しをうちのほうからなかなか、お答えするのはちょっと難しいかなというところがございます。

ただ一方で、有益な機会だと思いますので、そういう御意見があったということを申し入れて、開発局としての説明会の開催についてできないのかというふうな打診を内部では行っていきたいと思います。

○浅羽専門委員 承知いたしました。必ずしも対面にこだわらなくても、例えばオンライン等でも構わないのかなと思っておりますので、御検討いただければと思います。いろいろと御事情あるのは承知いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○事務局 加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤専門委員 加藤です。どうもありがとうございます。

1つは、どちらかというと総務省さんかもしれないのだけれども、資料A-1-2の目標値のところで、函館地区、釧路地区と書いてあるのだけれども、例えば函館地区はもう最近が発注がなくて、北海道開発局さんのものは、そこは函館ではなくて稚内になっているのですが、その不整合はそのままでもいいですか。

○事務局 事務局でございます。

函館地区も100%でございまして、すみません、こちらは統一した形に記載させてい

ただきたいと思います。申し訳ございません。

○加藤専門委員 統一するのは、開発局さんのほうに合わせるということの理解でいいですか。稚内地区、釧路地区。

○事務局 函館の扱いも含めて御相談して、この後調整して回答させていただきたいと考えております。

○加藤専門委員 まあ、函館は発注がないから書いてもしようがないのではないかと思うけれども……分かりました、それが1つ。もう一つは評価というよりちょっとお伺いしたいことで、農水さんのほうで複数年契約についての話、ごめんなさい、こういう業務の複数年契約の契約自体を私は熟知していないのですけれども、複数年契約だと単価が増加し、特に最近だと単価がどんどん上がっていると思うのですが、こういう業務でも何かスライド条項みたいなものが適用されるのですか。単価の。

○三成課長補佐 今おっしゃられたとおり、昨年度、業務においてもスライド条項ができるような形で改正を行ったところでございます。

○加藤専門委員 なるほど。その前まではなかったのですね。

○三成課長補佐 ありませんでした。

○加藤専門委員 なので、これからは多分いいと思うけれども、物価が上がっていく中でスライド条項がないというのは、実は複数年契約には手を挙げたくない方向になってしまっていたということが、これからは連動する形になるので、先ほどあったように複数年契約で業務の効率も図れるし、場合によって単価が上がればスライド条項にしていただけるので、そういったリスクも応札する側はなくなるので、より複数年の効果が出るかもしれないという理解で大丈夫ですか。

○三成課長補佐 そうですね。それを期待しているところではございます。

○加藤専門委員 どうもありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○事務局 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

私からは資料1-1と1-2、両方でございます。それぞれ2ページ目でございます表現で、実施経費についての評価の部分でございます。こちら経費削減の観点については、平均落札率の推移により評価を行うこととしたとございます。本件のようなケースです

と、現時点ではこのような指標を使わざるを得ないのかなという点は理解できます。ただ、念のため今後の課題として申し上げるのですけれども、多分、この指標が正しく機能するためには、例えば予定価格が妥当であるとかいう前提がないといけないのかなと考えました。ですので、今後の課題として、今すぐというわけではございません。今後、国民の皆さんにこの評価を見せるときに、今回書かれた指標が現時点では最も妥当なものであることを示すために、例えば予定価格がこうやって決まっているので大丈夫ですよとかいうことを、見せ方をちょっと工夫なさったほうがいいのかと感じました。こちらは農水省様、国交省様、それから総務省様においてそれぞれ何か工夫をいただければと思った次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 ほかの先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局でございます。

加藤先生のほうから、函館地区の扱いにつきまして、実施機関と事務局の評価案の違いがございましたので、こちらにつきましてはこの後調整して、後日になると思いますが、皆様に回答のほうをお知らせしたいと思います。大変申し訳ございません。

よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、小尾副主査、取りまとめをお願いいたします。

○小尾副主査 それでは、少し修正はありますが、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。ありがとうございました。

○事務局 農林水産省様、国土交通省様、御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退室されてください。

ありがとうございました。

(農林水産省農村振興局 退室)

(国土交通省北海道開発局 退室)

(警察庁入室)

○事務局 それでは、ただいまから第764回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務の報告案件について、警察庁長官官房技術企画課、関参事官から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は5分程度でお願いします。

○関参事官 警察庁技術企画課の関と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ・Ⅱに係る見直しについて御説明いたします。資料2を御覧ください。

まず、本事業の概要について御説明いたします。警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ・Ⅱは、犯罪統計等の情報を迅速かつ高度に分析できるよう抽出・整理して提供し、第一線の捜査活動を支援するシステムを運用するためのプログラムです。本事業は令和6年から市場化テストを休止して、警察共通基盤システムという本事業とは別に契約しているハードウェア環境で稼働しております。

市場化テストを休止している経緯ですが、当初、第2期として実施予定であった現在の事業は、警察業務のデジタル化の推進・加速化等の要因が重なり、更新計画が令和6年度から令和5年度に前倒しされました。この前倒しに伴う経費は令和2年度補正予算で措置されましたが、スケジュール上、市場化テストの実施が困難となりました。このため、令和6年3月から令和11年2月まで運用予定の現在の事業の終了後に市場化テストを再開することとしておりました。

現在の事業期間は、現行プログラムが稼働している警察共通基盤システムの更新スケジュールを見据えて設定しているため、市場化テスト第2期は令和9年1月を目途に民間競争入札を実施することとして、公共サービス改革基本方針の別表に掲載しており、令和9年4月頃を目途に開始する想定でございました。

次に、市場化テスト第2期の開始時期見直しの経緯について説明させていただきます。警察共通基盤システムは令和11年度に更新する予定ですが、この共通基盤のハードウェアの更新に伴う警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ・Ⅱの移行につきましては、業務の効率化・高度化の観点から、当該プログラムの開発の要否について警察庁において検討を行いました。警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ・Ⅱは、現行プログラムから警察共通基盤システム上で稼働しておりますが、警察共通基盤システム上で現行プログラムを開発するに当たってBPRを徹底していたこともあり、今回のハードウェア更新に伴う移行において、現行の機能を維持することが適当と判断いたしました。

このため、警察業務に関するプログラムが多数搭載されている警察共通基盤システムの

更新は大規模事業であります、今回が初めてであることから、警察総合捜査情報システム業務プログラムを安定的に運用していく上でも、現行の機能を維持することが適当と判断いたしました。新たなプログラム開発につきましては、当初予定していた市場化テスト第２期の実施時期を見直すことにしました。

以上のことから、市場化テスト第２期は当初想定していた令和９年開始を見送り、共通基盤更新後の令和１１年度以降に改めて検討することとし、具体的な実施時期は、現時点未定とさせていただきたいと思っております。今後はＢＰＲを踏まえた検討を行い、新たなプログラム開発が必要となったタイミングで市場化テストを実施したいと思っております。

なお、新たなプログラム開発について検討した場合や、令和１１年度に共通基盤の更新が完了した際には改めて事務局に御連絡することとし、第２期事業に向けて、都度、御相談させていただきたいと思っております。

説明については以上でございます。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査　市場化テストの実施を現段階では見送るということですが、そもそも市場化テストの対象になった要因というのがちょっと分からないので、説明していただいてよろしいでしょうか。

○杉田企画官　事務局です。第１期の事業評価の中では、選定の経緯といたしまして、競争性の確保のため、行政事業レビューにおいて問題等が指摘されたものとして自主選定され、平成２６年の公共サービス改革基本方針別表において記載されたということで、課題は競争性の確保となっております。

○近藤副主査　続けて質問してよろしいですか。競争性の確保ということでしたら、この基盤システムを完全に見直して、これを開発するかどうかは分からないという状況の中で、競争性の確保というのはいまだにその必要性があるということなののでしょうか。そこは検討されているのでしょうか。ちょっとよく分からないですけれども。

○関参事官　御質問ありがとうございます。当方から回答させていただきます。

御質問の競争性の確保は、次期プログラムにおきましても我々は重要だと考えておりま

して、複数者で競争していただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○近藤副主査 取りあえず、結構です。

○小尾副主査 すみません、私から1つだけお聞きしたいことがあります。

○事務局 小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 今回、次期プログラムについては共通基盤システムが更新されるということで、現行機能を維持したまま移行ということは、新しい基盤の上に、新しく業務プログラムⅠ・Ⅱを構築する必要があると思われます。これについてはどういう調達方式を取る予定なのでしょうか。

○関参事官 次期の共通基盤上で動かすプログラムにつきましては、一般競争入札で調達する予定としております。

以上です。

○小尾副主査 一般競争入札を行うが、市場化テスト適用範囲ではないとするのにはどういう理由があるのでしょうか。手続が複雑だからでしょうか。それとも時間がかかるからでしょうか。

○関参事官 今回の共通基盤のハードウェア更新に伴うプログラムの移行、改修、保守に係る契約については、現在、市場化テストの対象外となっている契約に付随するものとみなすことができるというふうに整理いたしまして、今回、市場化テストの対象外と整理したものでございます。この点、事務局にも御相談申し上げまして、確認させていただきました。

以上です。

○小尾副主査 分かりました。いずれにしても、一般競争入札の状況についてはお聞きする可能性が出てくると思いますので、その点については整理していただいて、次に市場化テストを再開する際には確認させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 ほかの先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 特にございません。

○事務局 それでは、小尾副主査、取りまとめをお願いいたします。

○小尾副主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、当事業の報告案件については、監理委員会に報告することといたします。

当報告案件の審議は以上となります。

○事務局 警察庁様、御審議は以上となります。

本日はお待たせして申し訳ありませんでした。退出ボタンを押して御退室されてください。ありがとうございます。

(警察庁 退室)

○事務局 引き続き小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

それでは、国土交通省様に御入室いただきます。

(国土交通省国土技術政策総合研究所 入室)

○事務局 それでは、ただいまから第764回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、港湾情報処理システム等の機能提供業務の報告案件について、国土交通省国土技術政策総合研究所港湾情報化支援センター、飯田センター長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○飯田センター長 国土交通省国土技術政策総合研究所、港湾情報化支援センター長の飯田と申します。当センター、情報システム課長の平松とともに御対応させていただきます。

本日、御審議いただく報告内容は、令和6年9月に開催されました第727回入札監理小委員会で御審議いただいた実施要項に基づきまして、省内の入札契約手続きを経まして、令和7年度から令和9年度までの3年間の計画で実施中の案件でございます。昨年度にはサーバー機器のクラウドへの移行やクライアント端末の廃止に伴う契約の変更に当たりまして、実施要項の御審議をいただいたところでございます。

現在、国土交通省地方整備局の移転や、機器の更新に対応するための契約変更を検討しております。本日はその内容について御審議いただきたいと考えております。

業務の概要、実施要項案につきましては、課長の平松より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○平松課長 情報システム課長平松と申します。これからの業務概要について御説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日御審議いただきます業務の概要につきまして、お手元の資料３の１ページ、それから資料Ｃ－２をお手元に御用意いただいて、これに基づきまして説明させていただければと思います。

現在、国土交通省におきましては、港湾施設ですとか空港施設、これら施設の計画、調査、設計、それから積算や発注、維持管理等に至るライフサイクルに関する情報を電子化いたしまして、共有するシステムを構築してございます。港湾施設を対象としたシステムを「港湾ＣＡＬＳ」、空港施設を対象としたシステムを「空港ＣＡＬＳ」と呼んでございまして、国土交通省とか国土技術政策総合研究所、それから、地方整備局等における港湾空港部門を情報通信ネットワークにより接続いたしまして、全国一律に利用できる環境を「港湾情報処理システム等」として運用しているところでございます。

本日御審議いただきますこの業務は、港湾情報処理システム等を構成するサーバーとかネットワーク機械等の運用・保守などを行う業務となっております。

それでは、資料３の２ページ目を御覧いただきまして、本業務の事業期間につきまして、先ほど飯田からも概要の説明がありましたが、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３か年としておりまして、本年度はまさに中間の年度に当たるということでございます。

今回、実施要項とか変更契約に至るような経緯につきまして御説明させていただきます。現在、中部地方整備局の庁舎移転に伴うサーバー等の機器の移設が発生しておりますのと併せて、国土技術政策総合研究所に設置してございますサーバー等の機械が、ＯＳのサポートの終了や耐用年数の経過等も迎えるということでもあります。このため、これらの機械を更新するということで、今回、御審議いただくということになってございます。

これに伴いまして、中部地方整備局の移転に関連する費用の増加とか、国土技術政策総合研究所内のサーバー機器等の更新に伴う費用の増加を見込んでございまして、契約変更の時期につきましては令和９年３月を予定してございまして、これに先立ちまして、本委員会において御審議いただいた後、所定の手続きを取って、発注者から受注者に対して指示書という形で指示を取りたいと考えているところでございます。

今回の変更に伴いまして、お手元の資料Ｃ－３に、費用の内訳を細かく御提示させていただいております。まず１点目、中部地方整備局の移転に伴いましては、整備局から新庁

舎に移転するための運搬とか設置費用として80万円、それから、移転先で機器の設定等に係る費用として450万円を予定しているところでございます。また、国土技術政策総合研究所内に設置してございますサーバー等の機器類につきましては、ストレージとかサーバー、それからファイアウォール等の機械の更新を予定してございまして、費用として約4,600万円を見込んでいるところでございます。令和8年度から9年度までの対象期間におきまして、現時点でこれらを含めまして、約6,000万円が増額すると見込んでいるところでございます。

なお、今、御説明した費用のうちサーバー機器等の更新に係る費用につきましては、一般管理費等の諸経費の対象外になりますので、受注者の利益等は見込んでございません。

具体的な契約の金額につきましては、官民競争入札等監理委員会で御承認いただいた後に、民間事業者との交渉によって決定してまいりたいと考えてございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上で終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、小尾副主査、取りまとめをお願いいたします。

○小尾副主査 それでは、本日の審議を踏まえ、当事業の報告案件については監理委員会に報告することといたします。

当報告案件の審議は以上となります。ありがとうございます。

○平松課長 御審議ありがとうございます。

○飯田センター長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

国土交通省様、御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退室ください。ありがとうございます。

○平松課長 失礼いたします。ありがとうございます。

○飯田センター長 ありがとうございます。

(国土交通省国土技術政策総合研究所 退室)

— 了 —